

山梨県立やまなし地域づくり交流センター愛称募集要領

山梨県（以下「県」という。）では、山梨県立やまなし地域づくり交流センター（以下「やまなし地域づくり交流センター」という。）の愛称を次のとおり募集します。

1 目的

やまなし地域づくり交流センターは、県民の皆様に交流及び連携を図るための機会と場を提供することにより、地域課題の解決及び地域経済の活性化に向けた社会貢献活動、起業等の県民の主体的な取り組みを促し、もって地域の活性化に資するための施設として、令和3年8月にオープンを予定しています。

そこで、やまなし地域づくり交流センターを多くの方々に親しみを持って利用してもらえよう愛称を募集します。

2 対象施設

- ① 名称 山梨県立やまなし地域づくり交流センター
- ② 所在地 甲府市丸の内二丁目35番1号
- ③ 施設概要 別添「山梨県立やまなし地域づくり交流センターの概要」をご覧ください。

3 募集期間

令和3年5月13日（木）から令和3年6月30日（水）まで

4 応募資格等

県内・県外にかかわらず、どなたでも応募できますが、応募は一人一作品とします。

5 応募方法

- ・ 所定の応募用紙（県県民安全協働課ホームページからダウンロードしたものや募集チラシ裏面の応募用紙）に、愛称（ふりがな）、愛称の説明（理由、意味など）、氏名（ふりがな）、年齢、郵便番号、住所、電話番号、職業（児童・生徒・学生の方は学校名と学年）を明記のうえ、郵送、FAX、E-mail又は持参のいずれかの方法で応募してください。
ただし、学校でとりまとめて応募する場合は、年齢、郵便番号、住所、電話番号の記載は不要です。
- ・ 必要事項に記載がない場合は、応募は無効となります。
- ・ 郵送の場合は、募集期間の最終日当日消印有効とします。
- ・ FAX、E-mailの場合は、募集期間の最終日午後5時必着とします。
- ・ 持参の場合は、募集期間中（土日、祭日を除く）の午前9時から午後5時までに提出してください。
- ・ 郵送先、FAX番号、E-mailアドレス、持参場所は、「11 応募先・問い合わせ先」に記載されています。

6 賞

最優秀賞 1作品 副賞5万円（高校生以下の場合は図書カード）

優秀賞 2作品 副賞1万円（高校生以下の場合は図書カード）

受賞作品について、複数の同一作品が該当する場合は、抽選により決定します。

7 選定方法・選定基準等

(1) 選定方法

県で10作品程度選定した後、外部有識者を含めた選定委員会にて受賞作品を決定します。

(2) 選定基準

- ・ 施設の特徴やコンセプトがイメージできること。
- ・ 県施設としてふさわしく、また、県民が利用する施設として覚えやすく親しみやすいこと。
- ・ 他の名称や商標等に類似していないこと。

8 結果発表

選定結果は、令和3年7月30日（金）頃に、受賞者にお知らせするとともに、令和3年8月に予定しているやまなし地域づくり交流センターのオープニングセレモニーの中で公表・表彰します。

9 その他

- ① 最優秀賞に選ばれた作品は、原則として、そのまま愛称として採用しますが、必要に応じて補正を行うことがあります。
- ② 採用作品に関する著作権（著作権法（昭和45年法第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む）その他一切の権利は、山梨県に帰属することとします。また、採用作品の応募者は、採用作品について、山梨県及び山梨県が指定する第三者に対して著作者人格権を行使しないものとします。
- ③ 応募者は、採用作品を山梨県が商標出願及び登録を行うことを認めるものとします。また、応募者は採用作品を商標出願しないこととします。
- ④ 応募にかかる費用は応募者の負担とします。また、応募作品の返却はいたしません。
- ⑤ 応募作品は自作で未発表のもので、第三者の著作権や商標権等の権利を侵害しないものとします。
- ⑥ 受賞後に、前項に記載する条件を満たしていないことが判明した場合は、受賞を取り消すことがあります。この場合、受賞者が受けた損失・損害等に対して、山梨県は一切責任を負いません。なお、受賞を取り消した場合、進呈した賞状及び副賞は返還していただきます。
- ⑦ 応募に伴い、応募者間又は応募者と第三者間において諸問題が発生した場合、山梨県は、一切の責任を負いません。
- ⑧ 他の応募者についての情報提供の依頼や、審査結果に関するお問い合わせには応じません。

10 個人情報の取扱い

応募に伴う個人情報は、この事業以外の目的には使用しません。ただし、受賞者については、受賞作品とともに氏名、住所（市町村名まで）、職業（又は学校名・学年）、作品の説明等を、報道や山梨県ホームページ等で発表させていただきます。

1 1 応募先・問い合わせ先

山梨県県民生活部県民安全協働課 NPO・協働担当

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号（山梨県庁本館2階）

電話 055-223-1351 F A X 055-223-1320

（電話でのお問い合わせ時間：平日午前9時～午後5時まで（土・日・祝日を除く））

E-mail : shokuhin-st@pref.yamanashi.lg.jp

山梨県立やまなし地域づくり交流センターの概要

施設概要

- 名称 山梨県立やまなし地域づくり交流センター
- 所在地 山梨県甲府市丸の内二丁目35番1号
- 供用開始：令和3年8月予定
- 施設の規模等
 - 敷地面積 1,022.85㎡
 - 建築面積 662.20㎡
 - 建築延面積 2,491.34㎡
 - 建物の構造 鉄筋コンクリート造、地下1階、地上5階建

施設の役割

- 多様な主体の交流促進
地域の課題解決に取り組む多様な主体の交流拠点として地域活性化に向けた産学官民の交流を促進します。
- 起業・創業や社会貢献活動の促進
多様な主体の交流のもと地域の課題解決に向けたビジネスの起業・創業や社会貢献活動を支援します。

主な機能とサービス

- (1) 交流・連携の場の提供
 - 利用者等の交流や連携を深めるためのイベントやセミナーの開催
- (2) 情報の収集・提供
 - ソーシャルビジネスや社会貢献活動、起業・創業等に関する情報の収集
 - 施設内やホームページ等を通じた情報の提供
- (3) 相談、支援
 - 起業・創業や社会貢献、地域活性化などの相談への対応
 - 各種支援機関と連携した専門的な助言の提供
- (4) オープンイノベーションや共創を創出するための機会の提供
 - ワークショップやミーティングの企画・開催
 - 専門の支援機関や企業、ボランティア・NPO等とのマッチング
- (5) 地域人材の育成
 - 大学等と連携したワークショップの開催
 - 山梨ならではの共創の仕組みづくり
- (6) ボランティア・NPO活動に対する支援
 - 山梨県ボランティア・NPOセンター（運営主体：県社会福祉協議会）への支援